令和８年11月24日
小牧市記者会見資料

使用料及び手数料等の一部改正について

■ 事業の目的

本市では、行政サービスの使用料・手数料等を定期的（５年ごと）に見直すこととしています。

前回見直しを行った令和３年度から５年が経過し、その間における施設の維持管理費の上昇等を考慮し、今年度、受益者負担の内容の適正性を検証し、下記のとおり見直すこととしました。

■ 事業の概要・効果

１　主な見直し

（１）施設使用料の見直し

・まなび創造館、市民会館、市公民館、市民センター等のホール等の使用料を引き上げます。

ex.）あさひホール（土日休日・全日）：21,150円 → 29,070円
市民会館ホール（土日休日・全日）：92,400円→121,440円
市公民館和室（全日）：4,070円 → 5,140円

・まなび創造館、さかき運動場、総合運動場等スポーツ施設の使用料を引き上げます。

ex.）まなび創造館アリーナ（全面・2時間以内）：6,410円→7,290円
さかき運動場テニスコート（2時間以内）：440円→480円
総合運動場多目的運動場（全面・全日）：4,400円→6,600円

・こまきこども未来館の遊びひろば等使用料を引き上げます。

1人1回につき：400円→600円

（２）にぎわい広場使用料の料金区分改定及び引き下げ

・現行、1時間単位の料金設定を、長時間利用の料金設定を設けます。また、料金算定根拠を「道路占用料条例」から「普通財産及び行政財産の貸付料基準、行政財産目的外使用許可に伴う使用料の算定基準等」に変更します。

ex.）専用利用A区画：1時間650円→1時間370円、8時間2,670円（新設定）

（３）小牧山歴史館入場料、小牧山城史跡情報館入場料の設定方法見直し及び引き上げ

・現行、小牧山歴史館または小牧山城史跡情報館いずれかの利用の場合も両館利用の場合も200円のところ、いずれかの利用の場合は300円、両館利用の場合は500円とします。

（４）市民四季の森　ソリスベリの有料化

・受益者負担の原則に則り、利用者の住所地を問わず、土・日・休日のみ１人１回 100 円とします。

（５）がん検診受診料の年齢区分の撤廃及び引き上げ

・70 歳以上と 69 歳以下で分かれている受診料の年齢区分を統一するとともに引き上げます。

ex.）子宮がん（集団）（69 歳以下）：1,000 円
（70 歳以上）：　500 円　→ 1,500 円

※ 上記(1)から(5)のほか、薪能講座受講料の見直し、まなび創造館アリーナ中央部の貸出区分設定などを行います。

２　施行予定

令和９年４月１日施行

ただし、施設使用料については、市民会館の利用については令和 10 年 4 月 1 日以後に係る利用分から。その他の施設は令和 9 年 10 月 1 日以後に係る利用分から適用する。

■ その他

「1　主な見直し」以外の見直し内容や見直しに係る検討結果等については、市 HP 掲載の「小牧市使用料・手数料等検討委員会報告書」をご覧ください。
（ http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/soumu/zaisei/1/4/53039.html）

【本件に対する問合先】

総務部財政課　電話：0568-76-1190（平日 9 時～16 時）